

平成31年第1回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録（1日目）

1. 開催日 平成31年2月27日（水）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 事務局 議場
3. 開 会 平成31年2月27日午前10時
4. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 代表理事挨拶
 - 日程第4 一般質問
 - 日程第5 議案第1号 有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第6 議案第2号 平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第7号
 - 日程第7 議案第3号 平成31年度有明広域行政事務組合一般会計予算
5. 閉 会 平成31年2月27日午前11時10分

6. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
副 代 表 理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 高 巢 泰 廣
監 査 委 員	近 藤 克 也
会 計 管 理 者	竹 村 昌 記

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	総 務 課 長	松 野 成 剛
	会 計 室 長	鳶 野 龍 二
	業 務 管 理 課 課 長	藤 原 一 豊
	介 護 保 険 課 課 長	田 上 省 吾
	業 務 管 理 課 審 議 員 C P 5 施 設 長	南 哲 夫
	業 務 管 理 課 審 議 員	栗 原 寿 一
	業 務 管 理 課 東 部 環 境 セ ン タ ー 施 設 長	徳 永 惣 一
	業 務 管 理 課 第 1 ・ 2 衛 生 セ ン タ ー 施 設 長	平 野 輝 明
消 防 本 部	消 防 長	吉 田 耕 之
	次 長 兼 予 防 課 長	杉 本 幸 広
	総 務 課 長	飯 塚 美 智 雄
	消 防 課 長	吉 永 浩 敏
	指 令 課 長	霜 上 達 也
	荒 尾 消 防 署 長	畑 中 二 郎
	玉 名 消 防 署 長	田 尻 真 澄
	総 務 課 建 設 室 長	村 上 和 浩
	総 務 課 長 補 佐	村 上 博 恭

7. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	浜 崎 英 利
2 番	菰 田 正 也
3 番	田 中 浩 治
4 番	島 田 稔
5 番	吉 田 憲 司
6 番	一瀬重隆（欠席）
7 番	赤 松 英 康
8 番	多田隈 啓 二
9 番	江 田 計 司
10 番	大城戸 廣 澄
11 番	坂 村 勇 治
12 番	杉 村 博 明
13 番	立 山 秀 喜
14 番	宮 本 哲太郎
15 番	濱 崎 久
16 番	荒 木 宏 太
17 番	池 田 龍之介

8. 書記

職	氏 名
書 記	浦 田 武 男
記 録	金 川 三 泰

開会（午前10時）

議長 皆様おはようございます。ただいまから平成31年度第1回有明広域行政事務組合議会定例会を開会し、日程に従い、ただちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名について。3番 田中議員、16番 荒木議員。以上兩名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。会期につきましては、本日2月27日から3月27までの29日間とし、会議を2月27日、3月27日の二日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって会期は、本日2月27日から3月27日までの29日間とし、会議を2月27日と3月27日の2日と決定いたしました。

日程第3、代表理事挨拶及び施政方針でございます。前田代表理事お願いをいたします。

はい、前田理事。

前田代表理事 おはようございます。施政方針ならびに御挨拶を申し上げます。本日は、平成31年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、組合議員の皆様におかれましては大変お忙しい中に御参集賜り誠にありがとうございます。皆様方には平素から当組合の運営につきまして格別の御配慮と御支援をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

それでは、平成31年第1回組合定例会の開会にあたりまして、施政方針を申し述べ、議員の皆様ならびに地域住民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

未曾有の災害をもたらした平成28年熊本地震からまもなく3年が経過しようとしております。熊本県内の復旧復興の歩みは全体としては着実に進んでおりますが、未だ被災地では多くの復興関連工事が行われており、更なる加速化が望まれるところであります。また、県内の景気に目を向けますと、経済活動の基調としては緩やかに回復を続けております。しかし、国全体に目を向ければ少子高齢化の進行と生産年齢人口が減少する中で、どのように経済の持続的な成長を果たしていくのかが重要な課題となっております。組合の構成市町におきましては、地域の特性や独自性を生かしたまちづくり。地域づくりに加え、国からの普通地方交付税の減額も懸念され、依然として厳しい財政運営となることが予想されます。このような中、当組合ではゴミ、し尿処理、火葬、介護、消防など構成市町から付託されている限られた共同処理事務の範囲ではありますが、安全安心で圏域住民が快適に暮らせる圏域づくりを実現すべく、圏域住民の期待と信頼に応えていかなければならないと考える所存であります。そこで、今回御提案申し上げます一般会計予算でございますが、歳出全般にわたって細部まで検討を行い、これまで以上に創意と工夫を凝らし、最小の経費で最大の効果が得られるよう編成を行ったところでございます。予算の総額は41億5,151万4,000円、昨年度と比較いたしますと6億2,536万1,000円の減額で、率にして約13.09%の減額でございます。減額となりました主な要因は第1衛生センターリニューアル建設工事の終了によるものでご

ざいます。それでは、事務局の主要な施策について申し上げます。まず、総務課関係でございますが、少子高齢化の進展に伴う経済規模縮小による活力の低下が懸念される中、限られた人員で急速に変化する社会状況や、複雑多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するには職員一人一人の能力、意欲の向上が不可欠となっています。このような状況を踏まえ、今後において各世代における職員研修等を強化し、職員の能力及び組織力の向上を図り、万全な体制構築を目指す必要があると考えているところでございます。

次に、結婚活動支援事業でございますが、平成30年度においては地域少子化対策重点推進交付金を活用した、しあわせ応援プロジェクトが実を結び、重要業績評価指標である成婚者24名に対して、本年度12月末現在で26名という成果が実っており、設立以来273名の未婚者を成婚へ導くことができました。これも組合議会、構成市町、そして関係各位の皆様の御理解と御協力の賜物と深く感謝申し上げる次第でございます。今後も有明管内の観光名所や特産品を生かした地域に特化した婚活イベントを推進し、移住定住、交流推進に寄与して参りたいと考えております。

次に、省エネ対策でございますが、当組合は消防を含む全施設、全部局が省エネ法による特定事業者であり、ゴミ処理施設のクリーンパークファイブが第2種エネルギー管理指定工場に指定されており、各施設に経済産業省の示す管理標準書を定め、エネルギーのより効果的な削減をして参りたいと考えております。

次に、介護保険課でございますが、介護保険法及び障がい者総合支援法に基づく両審査会事務を行っております。特に介護保険関連ですが、昨年4月に制度改正がなされました。このような中、最新サカイが適正な審査判定を行えるように今年度も引き続き県構成市町との連携強化を図って参ります。

次に、業務管理課関係でございます。まず斎場業務におきましては、施設の供用開始以来30年目を迎える中、故人の尊厳を重視し、厳粛な中にも安らぎと閑静さ、清潔さ溢れ御遺族の方々が故人との最後のお別れを肅々と執り行えるよう努めておるところでございます。今後も施設の運営、管理に細心の気配りを行いながら、施設の延命化を図りますとともに斎場慰霊祭をとおして火葬された故人の御霊をお慰めし、人生最後の場にふさわしい施設として努めて参ります。

次に、し尿処理業務でございます。当業務は圏域内の家庭内などから出されるし尿や浄化槽・汚泥等を適正に処理・処分を行っており、公衆衛生の向上及び生活環境の保全上極めて重要な業務でございます。そのような中、現在環境省が推進する交付金事業を活用し第1衛生リニューアル建設工事を実施しているところであります。今後は書類体制におきまして更なる質の向上を図ることが期待されることは勿論であります。第2衛生センターの施設運転停止に伴う周辺整備なども合わせて進めて参ります。

次に、ゴミ処理業務でございます。当業務を地域住民の皆様にも一日も欠かすことのできない日常生活に最も身近な行政サービスであり、組合においては玉東町の東部環境センター、長洲町のクリーンパークファイブの2施設を要し、多額の費用を要する事業でもあります。特に東

部環境センターでは新型設備により熱エネルギーの回収を図り、蒸気タービン発電によるCO₂を40%以上削減できますことは地球温暖化対策に大きく寄与するものであります。両施設の管理体制につきましても、安定的な稼働を行うための計画に基づいた徹底した保守点検と整備を行い、経費の削減を図るとともに構成市町と一体となったゴミ減量化と資源化を図るため、地域に密着した環境イベントや各種リサイクル体験講座などを開催し、環境啓発及び周知を行いながら最小の経費で最大の効果が得られるよう努めて参りたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。今後におきましても構成市町をはじめ、関係団体との各種協議を重ね、施設管理及び財政面などにおいても中・長期的な視点に立ち、質の高い行政運営を行う必要があると考えております。

最後に、消防の主要な施策について申し上げます。昨年 of 災害の状況を顧みますと、自然災害が全国各地で猛威を振るった一年でありました。まず6月28日以降の台風7号や梅雨前線の影響から、平成30年7月豪雨と命名されました集中豪雨が日本全土に猛威を振るい、死者224名、行方不明者8名、負傷者428名と平成に入り、最悪の被害を発生しました。特に広島県、岡山県及び愛媛県に集中したところであります。また、大規模な地震が6月18日に大阪北部を震源とする震度6弱、マグニチュード6.1が発生し、震源地が都市部であり、交通機関をはじめ都市機能ライフラインが麻痺し、帰宅困難者が多数出たところであります。

更に9月6日には北海道胆振地方中東部を震源とする震度6強、マグニチュード6.7の地震が発生しました。多くの建物の倒壊、広範囲にわたる地滑り、液状化、道路の隆起・陥没等が起こり、ブラックアウトと呼ばれる大規模停電が発生しました。死者41名、負傷者749名と多数発生しております。台風も7月から9月にかけて多数日本列島に上陸し、人的被害及び家屋の倒壊等が発生しました。今年に入りまして、1月3日、18時10分頃に熊本地方を震源とする震度6弱、マグニチュード5.1の地震が発生しました。管内では和水町が震度6弱、玉東町で震度5弱観測し、熊本地震以来の大きな揺れでありました。人的被害が和水町で軽傷者2名、住宅の一部破損が和水町2棟、玉名市3棟の被害が出ております。改めまして被災されました皆様の御冥福と御心痛をお察し申し上げます。自然災害に限らず、発生の予測は不可能な各種災害への対応として常に防災に携わる者としての心構えを持ち、また、訓練を怠ることなく万全の備えを期すことが大切であると考えております。大規模災害発生時には迅速かつ的確な対応が図られるよう、地域における総合的な防災力の充実に向けて積極的に取り組む必要があります。消防は地域に密着した防災機関として、住民生活の基盤である安心安全を守るため火災の未然防止に努め、火災予防行政の充実を図るとともに、複雑多様化する各種災害や年々増加する救急救助事案に迅速かつ的確に対応するため、消防力の充実・強化に努めます。

次に、今後における適正な組織管理と消防力の強化を図る上で、特に重要な施策である消防施設配置見直しに係る庁舎の建設推進に努めます。そこで第1期計画の消防本部・玉名消防署統合庁舎については、本年度はいよいよ本体工事を発注することとなります。地域防災拠点としての機能を強化するため速やかに事業を進捗させ、地域住民の付託に応えるべく、安心で安

全な消防サービスの推進向上を図って参ります。また、火災予防行政につきましては、2020年度施工予定の消防法令に関する違反防火対象物の公表制度実施に向け組織機能改革を行い、制度体制に的確に対応すべく全力で取り組んで参ります。

次に、平成30年中の災害状況について説明を申し上げます。火災発生件数は126件で、前年より30件増加しております。このうち建物火災は39件で、前年と比較しますと20件の増加となっております。また、損害見舞金につきましても7,248万円で、前年度1,518万円の増加となっております。次に、火災による死者数は2名で前年と同数であり、負傷者は8名で1名の増加となっております。今後も消防団及び関係機関と連携を図りながら、火災予防運動に全力で取り組んで参ります。一方、救急件数であります。昨年は7,911件で前年より290件増加し過去最高となり、搬送した人員は236名の増加で7,020名であり、そのうち65歳以上の方が4,579名と、全体の約65%を占めております。今後ますます増加の傾向にある救急需要に的確に対応するためには、引き続き救急業務の高度化の推進と住民に対する応急手当の復旧啓発、救急車の適正利用の普及促進を図って参ります。今後も消防を取り巻く環境は一段と厳しくなるものと予想されますが、職員一人一人が現在、当消防本部が置かれている状況をよく理解し、効率的かつ効果的な事業の推進を図りながら歳出削減に努めるとともに、将来を見据えた安定した消防力が確保できるよう組織体制の構築を目指します。引き続き地域の安心安全の確保に全力を挙げて取り組んで参りたいと考えますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上、平成31年度に向けて主要な施策を申し上げましたが、当組合が行っております事業は構成市町の地域住民の皆様と直結した共同処理事務でございます。今後とも組合機能の充実に努め、地域住民の皆様の生活環境の向上に最大の努力を払って参る所存でございます。以上、提案理由ならび施政方針の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

議長 日程第4、これより一般質問を行います。5番、吉田議員より通告がっておりますので質問を許します。5番、吉田議員お願いします。

吉田議員 おはようございます。玉名市選出の吉田憲司でございます。よろしくお願いをいたします。本日も私だけみたいですので、すぐ終わりますので、しばらく御辛抱をいただければと思います。さて、皆様、大河ドラマいだてん御覧いただいでるでしょうか。先日の日曜日の放送が第8話でございました。実は私、エキストラで出演をさせていただきました。玉名市の菊池川、俵ころがしで撮影がありました。二日間、撮影がありました。しかしテレビに映ったのは4秒か5秒ぐらいでした。しかも録画のスローモーションで見ないと分からないぐらいの出演でした。改めてNHK大河ドラマのスケールの大きさをですね、身をもって経験することができました。貴重な体験でした。そして、韋駄天と言えはマラソンです。2月17日の熊本城マラソンで、そこにおられます和水町の荒木議員が2時間27分のタイムで見事な韋駄天ぶりを発揮されました。ちなみに私は4時間13分で韋駄天にはなれませんでした。まだまだ修行が足りないなあと思いました。

前置きが長くなりましたが、一般質問の中身に入りたいと思います。

さて、私たち玉名市議会は議員全員でお金を出し合い、金栗先生のいだてんと玉名市の観光をPRするためPR動画を作成いたしました。そして、それを現在ユーチューブで配信中であります。当初はテレビでも取り上げられ、視聴回数もコンスタントに伸びて参りましたが、最近は頭打ちの状態です。今日現在、6,250回です。前回の市議会だよりにはこのPR動画を前面に打ち出し、特集を組み、このようにユーチューブで配信しますと印刷をしました。このことで分かったことがあります。いろいろな方にお話を伺うと、若い方ほどPR動画が伝わっていないようです。従って、自治体が発行する広報誌を見て読まれている方が少ないと思われれます。一方、高齢者の方は自治体が発行する広報誌はよく読まれているようですが、ユーチューブが何なのか。それと、インターネットが見れるスマートフォン、パソコンを持っておられない。持っておられても見方が分からないということが推察をされます。有明広域におかれましても、年3回、広報ありあけを発行されています。ここに広報ありあけがありますが、この表紙。今回の表紙ですけど、私個人的には大変気に入っております。なぜかと言いますと、有明広域2市4町の面積を合わせるとこのようにハート型になります。そしてキャッチフレーズが熊本にはハートがある。これが気に入っています。この広報ありあけも熊本にハートがあるの表紙をめくりますと、まさにハートがぴったりの婚活イベントの様子が写真と共に掲載をされています。しかし、残念なことに白黒であります。

また4ページ、5ページは幼年消防クラブの防火ポスターの表彰と、受賞作品が掲載をされていますが、これも残念なことに白黒です。ここもカラーであれば、もっとたくさんの方が見たくなるのではないのでしょうか。さらに、口コミやネットで広がっていけば波及効果は何倍にもなるのではないのでしょうか。

そこで、質問をします。平成31年度の重点施策の中に魅力ある広報誌の作成に努めますと記載をされています。まず、魅力あるとはどういうことを指しているのかをお伺いします。また合わせて、過去5年間の広報誌に伴う予算を伺います。さらには発行回数やページ数を増やすこと、写真やイラストが増えればオールカラー等へ検討してみてはいかがでしょうか。その点についてお伺いをします。

議長 はい、松野総務課長。

松野総務課長 おはようございます。総務課長の松野でございます。よろしくお願いを申し上げます。吉田議員の広報ありあけについての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の平成31年度、重点施策の中に魅力ある広報誌の作成に努めますと記載されている、魅力あるとはどういう内容か、という内容の御質問にお答えいたします。まず、組合の広報ありあけの発行につきましては、構成市町の広報誌と合わせて各世帯や他の行政機関等へ配布し、組合の事業・取り組みなど幅広い世代にわたってお伝えいたしているところでございます。

また、広報誌の発行月及び発行部数でございますが、平成28年度からは4月、10月、1月の年3回、組合を構成する2市4町の世帯へ6万3,000部を発行いたしているところでございます。掲載している記事の内容につきましては、組合の予算・決算の状況、職員の定員管

理の状況など総務関係のほか、介護認定、障がい者総合支援の認定審査の状況や企画関係では温暖化対策への取り組み、婚活事業に関するお知らせ、清掃関係ではリサイクルフェスタ、ゴミ減量化の啓発、消防関係では消防の活動や防災対策の啓発など、組合事業の取り組みなどを多岐にわたって掲載しているところでございます。魅力あるとはという御質問でありますが、住民の方々が欲しい情報などを読みやすい文章、内容、効果的な写真やレイアウトなど紙面の構成を考え、子どもから高齢者の方が手に取って読んでいただけるように心掛けているところでございます。今後におきましても、多くの方に読んでいただけるよう、広報誌作りにより一層努めて参りたいと考えているところでございます。

次に、2点目の過去5年間の広報誌に伴う予算はという御質問でありますが、平成26年度から平成30年度までの過去5年間の発行部数はすべて6万3,000部でございます。予算につきましては、平成26年度は年2回発行で124万8,000円、平成27年度も年2回発行で133万9,000円。平成28年度から年3回発行でございます。163万3,000円。平成29年度、年3回発行で164万4,000円。平成30年度、年3回発行で168万9,000円。合計の755万3,000円でございます。

次に、3点目の発行回数やページ数を増やすこと。また、オールカラー等の検討をしてみたいという御質問でありますが、組合の状況といたしましては、先ほど御説明いたしましたとおり平成27年度までは年2回の発行でございましたが、より一層、組合の事業取り組みを地域の皆様へ周知を図るため、平成28年度より1回増やし、年3回発行しているところでございます。また、ページ数につきましては、8ページでございます。紙面の配色につきましては、表・裏表紙及び中表紙がカラーページで、そのほかは白黒2色刷りでございます。また、広報誌やパンフレットなどの印刷物につきましては、印刷機の構造上8ページの倍数での印刷が最も経済的ということで、組合、また構成市町におかれましても、基本としては8ページ、16ページと概ね8の倍数での発行が基本となっているところでございます。従いまして8ページを8で割った金額がページ数に応じて増額になるということではございませんので、御理解をお願いいたします。また、議員御指摘のとおり、平成28年度に2回から3回発行にいたすときにページ数、またフルカラー印刷を検討いたしました但、費用面を考慮し現状でのスタイルで発行しているところでございます。

なお、構成市町管内で広報誌のフルカラー印刷を実施している団体はない状況だと思っております。以上でございます。

議長 吉田議員。

吉田議員 はい。答弁いただきました。やっぱりこういうものはですね、やっぱり手に取って見て読んでもらって初めて価値があるものだというふうに思います。私たちのですね、玉名市議会だよりはですね、定例議会のあと年4回発行しております。各議員のですね、一般質問の記事は勿論、各委員会報告や視察報告などもすべて議員が自分たちで書きますが、心掛けていることがあります。先ほどもありましたけども、それはなるべく文字数をですね、少なくして、写真やイラストを多く、分かりやすく市民に伝えることをモットーとしております。そして表

紙もですね、リニューアルをしました。題名も市議会だよりから玉手箱という名前をですね、変更をして、地元の高校生ですね、デザイン画などを起用をして、まず目に留まるように。そして中を開いて見たくなるようにですね、試行錯誤をしております。せっかくいい記事や写真があっても、まず手に取ってもらわないことには広報誌の役目とはなりません。是非、前向きに検討をお願いしたいと思います。

それともう一つ、構成の2市4町におかれましても、議会があれば必ず広報誌でもネットでも、議会の状況をですね、地域住民の皆様にお伝えをしておられます。玉名市ではインターネットやひまわりテレビではライブ配信、生中継でお伝えをしています。しかし有明広域の議会はどれだけ地域住民に伝えられているのでしょうか。市町村議会ではどのような質問があり、どのように答弁をされているのか、地域住民への周知は当然のことと思います。

また、単独の市町村とは違う一部事務組合とはどういうものなのか、そのシステムについても少しずつお伝えをしていかなければならないというふうに思っています。今は情報公開、議会改革が叫ばれていますが、有明広域としても少しずつ地域住民にお伝えをしていただく、そのことも大切であると私は思います。この一般質問や議会の内容についても広報することについてお伺いをいたします。

議長 松野総務課長。

松野総務課長 吉田議員の質問にお答えいたします。議会一般質問を組合広報に掲載してはどうかという御質問でございますが、現在、広報ありあけに掲載している記事の内容につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおりでございます。組合事業の取り組みなど多岐にわたり情報の発信を行っているところでございます。そういった中で、現状では広報誌の紙面上のスペースの問題、またはページ数の問題等もございまして、広報編集会議の中で今後検討していきたいと思っております。よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

吉田議員 議長。

議長 吉田議員。

吉田議員 はい、答弁をいただきました。何回も言いますが、やっぱりせっかく作っているんですから、やっぱり配布をしてですね、一人でも多くの方に見て、読んでもらいたいというふうに思います。構成市町の2市4町もですね、参考にさせていただき、是非検討をお願いしたいと思います。先ほどの代表理事の施政方針の中にもありましたけども、清掃、衛生、介護保険、消防とですね、地域住民の生活に最も近い行政の仕事だと私は思っています。その点よろしくお願ひいたします。あと2か月ほどで平成が終わります。平成の次の時代にふさわしいですね、開かれた有明広域行政事務組合にしていかななくてはならないというふうに思います。そのことを述べまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 これをもちまして、一般質問を終了いたします。

日程第5、議案第1号、有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 おはようございます。事務局長の中嶋でございます。提案理由の御説明を申し上げます。議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成31年2月27日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例。提案理由でございますが、重大な違反がある防火対象物の消防用設備等の状況を公表するにあたり、当組合火災予防条例について所要の整備を図るものであるというものでございます。

2ページをお願いいたします。

有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例。有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を次のように改正する。

防火対象物の消防用設備等の状況の公表。

第48条、消防長は防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が法、令、もしくはこれに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2項、消防長は前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3項、第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容、ならびに公表の手続きは規則で定める。附則といたしまして、この条例は平成32年4月1日から施行するものでございます。なお、この条例の防火対象物の消防用設備等の状況の公表、重大違反対象物の公表制度についてでございますが、不特定多数の方が利用する宿泊施設や就寝を伴う診療所、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物において、多くの死傷者を伴う火災が全国で発生しております。そこで、このような建物のうち、重大な消防法令違反のある防火対象物に関する内容を公表し、防火安全に対する情報を提供することで建物を利用される方、自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるようにするためのものでございます。

また、公表の対象となる建物でございますが、消防法令上、特定防火対象物といたしまして、規定されている対象物で不特定多数の方が利用する建物が該当いたします。例えば映画館、飲食店、物品販売店舗、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設など特定の複合用途防火対象物でございます。また、公表の対象となる重大な消防法令違反といたしまして、消防法令で設置が義務付けられているにもかかわらず屋内消火栓設備、スプリンクラー設備。または自動火災報知器設備が一切設置されていない消防法令違反が対象となります。公表の手続きといたしましては、平成32年以降、消防機関が立ち入り検査を実施し、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知器設備の違反を確認し、関係者に通知をいたします。そののち、一定期間経過をしても違反が是正されていない場合に当組合消防本部のホームページ上で公表をいた

すものでございます。

なお、公表は違反の是正が確認されるまで継続されるものでございます。以上でございます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第1号、有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第2号、平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第7号を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の3ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第2号、平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第7号。平成30年度有明広域行政事務組合の一般会計の補正予算第7号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,888万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億2,507万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表 繰越明許費による。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の追加、変更は第3表 債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第4条 地方債の変更は第4表 地方債補正による。平成31年2月27日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。

今回の補正でございますが、職員の早期退職に伴います人件費の補正。また、婚活事業における県補助金の交付決定に伴います企画費の補正。それにクリーンパークファイブ及び東部環境センターの経年劣化による大規模な突発修繕に備えるため、平成30年度においては需用費

における剰余金を基金へ積立てを行うものでございます。また、衛生施設建設費の起債償還利子、及び一時借入金の利子の確定に伴うものでございます。また、消防費におきましては平成31年1月3日、和水町で震度6弱を観測いたしました地震対応に伴います人件費の補正、及び庁舎建設費における消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業設計業務委託の変更契約に伴う補正が主な内容でございます。

議案書の4ページをお願いいたします。まず、歳入から御説明をいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

4款 県支出金 1項 県補助金でございます。補正前の額765万3,000円に、32万3,000円を追加し、予算現計を797万6,000円といたすものでございます。内訳でございますが、婚活事業における県補助金の交付決定に伴います追加でございます。

次に7款 繰入金 1項 基金繰入金。補正前の額3,628万円に、956万円を追加し、予算現計を4,584万円といたすものでございます。内訳でございますが、消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業の支出における起債以外のその他の特定財源分として消防施設整備基金から繰り入れるものでございます。

次に8款 繰越金 1項 繰越金。補正前の額1億411万5,000円に、1,329万9,000円を追加し、予算現計を1億1,741万4,000円といたすものでございます。内訳でございますが、各事業費に係わる補正予算の財源の一部を繰越金において計上いたすものでございます。

次に10款 組合債 1項 組合債。補正前の額9億8,280万円に570万円を追加し、予算現計を9億8,850万円といたすものでございます。内訳でございますが、消防施設整備事業債において、消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業の支出における起債分として計上するものでございます。

歳入の予算については以上でございます。

続きまして、歳出予算について御説明を申し上げます。資料につきましては、一般会計補正予算説明書 第7号にて御説明をさせていただきます。資料の2ページの下段、3の歳出を御覧いただきたいと思います。

2款 総務費 2項 企画費 1目 企画費でございます。県の結婚チャレンジ補助金の交付決定によりまして、一般財源から県補助金への財源の組み替えに伴います補正でございます。

3ページの4款 衛生費 1項 衛生総務費 1目 一般管理費でございます。

補正前の額4,903万7,000円に、18万6,000円を追加し、予算現計を4,922万3,000円といたすものでございます。内訳でございますが、2節 給料で3万6,000円の減額、3節 職員手当で28万2,000円の増額、4節 共済費で6万円の減額で、職員の早期退職によるものでございます。

3項 清掃費 3目 クリーンパークファイブ施設管理運営費でございますが、これも職員の早期退職に伴います人件費の補正で、2節 給料及び4節 共済費を減額し、3節 職員手当を増額いたすものでございます。

また、11節 需用費の光熱水費における剰余金の見込みの中から100万円を減額し、基金へ積み立てるものでございます。

次に6目 東部清掃施設管理運営費でございますが、職員の早期退職に伴います人件費の補正で2節 給料及び4節 共済費を減額いたしまして、3節 職員手当を増額するものでございます。

また、11節の需用費の剰余金の見込みの中から1,700万円を減額し、基金へ積み立てるものでございます。

4ページでございます。

8目 衛生施設建設費でございます。補正前の額9億2,850万2,000円に223万7,000円を追加し、補正後の予算現計を9億3,073万9,000円といたすものでございます。内訳でございますが、交際費の起債償還利子、及び一時借入金の償還利子確定に伴う剰余金を基金へ積み立てるものでございます。

5款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費でございます。補正前の額17億3,699万6,000円に1,278万1,000円を追加し、予算現計を17億4,977万7,000円といたすものでございます。内訳でございますが、1節 報酬において非常勤職員報酬90万円の減額。これは採用実績によるものでございます。

2節 給料で50万円の減額、3節 職員手当等1,000万円の増額。これは平成31年1月3日に和歌山県で震度6弱を観測しました地震対応に伴います時間外手当、及び各種手当不足分を増額するものでございます。

4節 共済費500万円の増額。これは共済組合の標準報酬月額再算定による増額でございます。7節の賃金25万5,000円の増額、臨時職員の日額改定に伴います賃金の増額によるものでございます。

9節 旅費56万9,000円の減額、及び13節 委託料において50万円の減額をいたすものでございます。

次に3目 庁舎建設費でございます。補正前の額4億3,147万9,000円に1,526万円を追加し、予算現計を4億4,673万9,000円といたすものでございます。内訳でございますが、消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業設計業務委託の変更契約に伴う補正でございます。

次に6款 公債費 2目 利子でございます。補正前の額3,394万2,000円から、223万7,000円を減額し、予算現計を3,170万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、衛生施設建設費の平成30年度分の償還利子、及び一時借入金の利子が確定したことによる補正でございます。

5ページの7款 予備費 1目 予備費でございます。補正前の額4,049万2,000円から、117万7,000円を減額し、予算現計を3,931万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、企画予備費で32万3,000円の増額、県の結婚チャレンジ事業補助金確定による財源を予備費へ充当いたすものでございます。また、消防予備

費で150万円の減額でございますが、平成31年1月3日、和水町で震度6弱を観測しました地震対応に伴う時間外手当分として予備費から支出をいたすものでございます。

議案書に戻っていただきまして、議案書の6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。衛生費の繰越明許費でございますが、昨年の11月30日に全員協議会におきまして御報告を申し上げました第一衛生センターリニューアル建設工事の工期延長に伴います繰越し分でございます。4款の衛生費 3項 清掃費、事業名第一衛生センターリニューアル建設工事請負費3億1,611万6,000円でございます。

次に、事業名といたしまして第一衛生センターリニューアル建設工事施工管理業務委託料420万円。5款 消防費 1項 消防費、事業名消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業費4億2,186万6,000円でございます。第3表 債務負担行為補正でございます。1、追加事項といたしまして消防本部・玉名消防署統合庁舎建設予定地内建物解体費。期間は平成31年度、限度額3,371万7,000円でございます。

7ページの2、変更事項といたしまして第一衛生センターリニューアル建設工事請負費。期間は平成28年度から平成31年度まで。限度額3億1,611万6,000円。

次に、第一衛生センターリニューアル建設工事施工管理業務委託料。期間は平成28年度から平成31年度まで。限度額420万円でございます。

第4表 地方債補正でございます。

1、変更。起債の目的としては消防防災施設整備事業。補正前の限度額4億1,520万円、補正後の限度額4億2,090万円に変更するものでございます。起債の方法は証書借入又は証券発行、利率4%以内。償還の方法につきましては記載のとおりで補正前に同じでございます。以上、議案第2号 平成30年度組合一般会計補正予算第7号につきまして、原案のとおり御承認のほどよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。議案第2号、平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第3号 平成31年度有明広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の8ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第3号 平成31年度有明広域行政事務組合一般会計予算。平成31年度有明広域行政事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,151万4,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算による。債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額は第2表 債務負担行為による。

地方債。

第3条 地方自治法第230条 第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表 地方債による。

一時借入金。

第4条 地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条 地方自治法第220条 第2項 但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係わる予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月27日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。

なお、平成31年度の組合一般会計予算の詳細な説明につきましては、先の2月19日に組合議会全員協議会におきまして御説明を申し上げておりますので、詳細な説明については省略させていただきますが、当予算におきましては、先に申し上げましたとおり歳入歳出全般にわたりまして検討を行い、歳出の抑制と重点化に努めておりますとともに、目的に沿った費用対効果を得られるよう編成を行ったところでございます。

それでは議案書の11ページをお開きください。

第2表 債務負担行為でございます。事項といたしまして、ミイケザン中継局賃借料、消費税増税分。平成32年度から平成34年度まで限度額は1億4,000円。玉名消防署梯子付き消防自動車オーバーホール修繕料。期間は平成32年度、限度額は4,050万8,000円でございます。

次に、第3表 地方債でございます。起債の目的といたしましては、消防施設整備事業債で限度額1億1,950万円でございます。起債の方法は証書借入又は証券発行、利率は4%以内。償還の方法につきましては記載のとおりでございます。以上、議案第3号 平成31年度

組合一般会計予算の説明について御説明申し上げました。以上でございます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

以上をもちまして本日の有明広域行政事務組合議会定例会は修了いたしましたので散開いたします。なお、次の会議については3月27日午後4時からの開会となりますので、よろしく願いをいたします。本日はお疲れ様でした。

閉会 (午前11時10分)

平成31年第1回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録（2日目）

1. 開催日 平成31年3月27日（水）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 事務局 議場
3. 開 会 平成31年3月27日午後4時00分
4. 本日の会議に付した事件
日程第1 議案第3号 平成31年度有明広域行政事務組合一般会計予算
(討論・採決)
5. 閉 会 平成31年3月27日 午後4時10分

6. 出席理事（6名）

職	氏 名
理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 高 巢 泰 廣
監 査 委 員	近 藤 克 也
会 計 管 理 者	竹 村 昌 記

7. 説明のために出席した者

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	総 務 課 長	松 野 成 剛
	会 計 室 長	寫 野 龍 二
	業 務 管 理 課 課 長	藤 原 一 豊
	介 護 保 険 課 課 長	田 上 省 吾
	業 務 管 理 課 審 議 員 C P 5 施 設 長	南 哲 夫
	業 務 管 理 課 東 部 環 境 セ ン タ ー 施 設 長	徳 永 惣 一
	業 務 管 理 課 第 1 ・ 2 衛 生 セ ン タ ー 施 設 長	平 野 輝 明
	業 務 管 理 課 審 議 員	栗 原 寿 一
	総 務 課 総 務 係 長	浦 田 武 男
消 防 本 部	消 防 長	吉 田 耕 之
	次 長 兼 消 防 課 長	杉 本 幸 広
	総 務 課 長	飯 塚 美 智 雄
	消 防 課 長	吉 永 浩 敏
	指 令 課 長	霜 上 達 也
	荒 尾 消 防 署 長	畑 中 二 郎
	玉 名 消 防 署 長	田 尻 真 澄
	総 務 課 建 設 室 長	村 上 和 浩
	総 務 課 長 補 佐	村 上 博 恭

8. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	浜 崎 英 利
2 番	菰 田 正 也
3 番	田 中 浩 治
4 番	島 田 稔
5 番	吉 田 憲 司
6 番	一 瀬 重 隆
7 番	赤 松 英 康
8 番	多田隈 啓 二
9 番	江 田 計 司
10 番	大城戸 廣 澄
11 番	坂 村 勇 治
12 番	杉 村 博 明
13 番	立 山 秀 喜
14 番	宮 本 哲太郎
15 番	濱 崎 久
16 番	荒 木 宏 太
17 番	池 田 龍之介

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	浦 田 武 男
記録	金 川 三 泰

開会（午後４時００分）

議長 それでは、ただ今から有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従い会議を開きます。

日程第１、議案第３号、平成31年度有明広域行政事務組合一般会計予算についてでございます。

議案第３号については、条例・説明・質疑まで終了しておりました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

議長 討論なしと認めます。これより採決に入ります。

議案第３号、平成31年度有明広域行政事務組合一般会計予算については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第２、審査事項の付託についてを議題といたします。

議会運営委員から、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会からの申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、本件は議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成31年第１回有明広域行政事務組合定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後４時１０分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

菰 田 正 也

有明広域行政事務組合議会署名議員

田 中 浩 治

有明広域行政事務組合議会署名議員

荒 木 宏 太

以 下 余 白